

議案第 9 6 号

守谷市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲
を定める条例

守谷市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条
例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第1項第3号及び同条第4項第2号の規定に基づき、市が出資等をしている法人で市長の調査等の対象となるものの範囲を定めるものとする。

(調査等の対象となる法人の範囲)

第2条 政令第152条第1項第3号の条例で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（市及び1又は2以上の同項第2号に掲げる法人（同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社を含む。）とする。

2 政令第152条第4項第2号の条例で定める法人は、市がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議案第 9 6 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、市が出資して設立予定の株式会社に対して、予算執行状況の調査権等を規定し、経営状況を説明する書類の作成及び議会への報告を義務付けるため、条例を制定するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。